

動物用医薬品販売業許可証再交付申請書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の規定により動物用医薬品販売業許可証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 医薬品販売業の種類

2 店舗又は営業所の名称及び所在地

名称：

所在地：

3 許可年月日及び許可番号

許可年月日： 年 月 日

許可番号：

4 申請理由

<申請上の留意点>

動物用医薬品店舗販売業許可証の再交付申請について

I 許可証の紛失、破損又は汚したため再交付申請をする場合

1 動物用医薬品販売業許可証再交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、動物用医薬品販売業許可証に記載されている、許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 紛失したため、破損したため、汚したため、など、理由を記載してください。
- (3) 動物用医薬品販売業許可証再交付申請書への添付書類
 - ①破損した許可証が手元にある場合は、動物用医薬品店舗販売業許可証
 - ②医薬品販売業の再交付申請手数料（秋田県証紙3, 100円）秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、提出してください。

2 許可証を紛失し、許可年月日等が分からない時は、家畜保健衛生所へご連絡ください。

なお、再交付を受けた後、紛失した許可証を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ返納してください。

II その他

1 再交付にあたっては、書類審査等を行うため、2週間程度の期間が必要となります。十分な余裕をもって、申請ください。

2 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

3 申請書・届出書の押印の廃止について

各種申請書等については、関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。添付書類についても押印不要です。

4 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、店舗又は営業所の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。